

高松市・塩江町合併協議会会議録  
第 1 0 回 会 議

平成 1 6 年 5 月 3 1 日 ( 月 )

高松市・塩江町合併協議会

# 高松市・塩江町合併協議会会議録

## 第10回会議

### 1 日時

平成16年5月31日(月)午後1時開会・午後1時52分閉会

### 2 場所

塩江町役場2階大会議室

### 3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	桧山浩治
副会長	中井弘	委員	藤澤久文
委員	井竿辰夫	委員	佐藤好邦
委員	廣瀬年久	委員	尾形洋一
委員	川田史郎	委員	河田澄
委員	谷本繁男	委員	中村靖
委員	黒川恵	委員	野田法子
委員	大橋光政	委員	川田秀夫
委員	中條勲	委員	蓮井正明
委員	梶村傳	委員	植田満江
委員	大浦澄子	委員	大林正孝
委員	森谷芳子		

### 4 欠席委員 1人

委員	三笠輝彦
----	------

### 5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	黒川裕文
幹事	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	熊野實	幹事	出原忠憲

6 幹事会部会委員 15人

総務部会委員 市民部会委員	尾形 進 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	豊嶋 政俊
総務部会委員	小山 正伸	健康福祉部会委員	藤田 正勝
市民部会長	氏部 隆	健康福祉部会委員	鈴野 博
市民部会委員	間島 康博	健康福祉部会委員	稲田 一夫
市民部会委員 健康福祉部会委員	出原 忠憲 (幹事兼務)	文化部会長	香西 良治
健康福祉部会長	岡内 須美子	文化部会委員	馬場 朋美
健康福祉部会委員	藤田 孝	文化部会委員	土釜 一
健康福祉部会委員	香西 信行		

7 事務局

事務局長	林 昇	調整班 兼計画班	松本 修治
事務局次長	加藤 昭彦	調整班 兼計画班	林田 競一
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井 隆	調整班 兼計画班	平尾 和律
総務班長 兼調整班	森田 大介	調整班 兼計画班	佐藤 扶司子
総務班 兼調整班	安西 正門	調整班 兼計画班	若菜 浩臣
調整班長	清谷 文孝	調整班 兼計画班	諏訪 真史

## 会 議 次 第

1 開会

2 新委員の紹介

3 会議録署名委員の指名

4 議事

(1) 協議事項

協議第20号 財産の取扱い(協定項目第5号)について

(第9回会議提案:継続協議)

協議第21号 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

(第9回会議提案:継続協議)

協議第22号 児童福祉事業(協定項目第24-9号)について

(第9回会議提案:継続協議)

協議第23号 病院事業(協定項目第24-12号)について

(第9回会議提案:継続協議)

協議第24号 その他の事業(美術館事業)(協定項目第24-24号)について(第9回会議提案:継続協議)

協議第25号 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

協議第26号 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

協議第27号 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

協議第28号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

5 その他

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

6 閉会

午後 1時00分 開会

#### 会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第10回会議を開会いたします。

本日は、お足元の悪い中、また御多用のところを御出席賜り、まことにありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

#### 会議次第2 新委員の紹介

議長（増田会長） 会議に入ります前に、会議次第の2新委員の紹介について、高松市側の委員に異動がございましたので、御報告かたがた御紹介を申し上げます。

お手元の高松市・塩江町合併協議会委員等名簿に基づきまして、御紹介をさせていただきます。

去る5月14日に開催されました高松市議会臨時会におきまして、谷本繁男氏が議長に就任され、規約に規定されております1市1町の議会の議長としての委員に就任されておりますので、御紹介を申し上げます。

谷本委員 高松の谷本です。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 同じく、大橋光政氏が副議長に就任され、規約に規定されている1市1町の議会の副議長としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

大橋委員 大橋です。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） 次に、規約に規定されている1市1町の議会の議員のうちから、それぞれの議会の選出する委員として、高松市議会の桧山浩治氏が、同じく5月14日付けで委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

桧山委員 桧山浩治です。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 以上でございます。

それでは、会議に入らせていただきます。

#### 会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の3会議録署名委員の指名でございますが、会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名いたします。

本日の会議の会議録署名委員には、野田法子委員さんと黒川 恵委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 会議次第4 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の4議事に入ります。

会議次第4 （1）協議事項

議長（増田会長） まず、（1）協議事項でございますが、初めに協議第20号財産の取扱い（協定項目第5号）についてを議題といたします。

なお、協議第20号から協議第24号までの5件については、前回の第9回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議第20号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第20号財産の取扱いについて、提案内容を改めて、御説明いたします。

会議資料の1ページをお開き願います。会議資料の1ページ、協議第20号でございます。

協議第20号につきましては、前回の第9回会議に提案し、会議規程の定めによりまして、継続協議となっているものでございます。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「塩江町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容等につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第20号につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第20号についてお諮りをいたします。

協議第20号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第20号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第21号条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第21号条例・規則等の取扱いについて、提案内容を改めて御説明いたします。

資料4ページをお開き願います。

協議第21号につきましても、前回の第9回会議に提案し、会議規程の定めによりまして継続協議となっているものでございます。

ページの中ほど、枠で囲った部分でございます。

提案内容でございますが、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容等につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第21号について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

蓮井委員 座って構いませんか。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

蓮井委員 塩江の蓮井と申します。

ちょっと確認したいんですけど、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行う」という、「ただし」のところですけど、例えば、塩江にあって高松にないような条例の場合は、もう一度この会に上がってくるんでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明をいたします。

ただし書きの冒頭のところですな、「行政制度等の調整結果を踏まえ」ということでございまして、これまでの合併協議会の会議においても、合併協定項目、個別の合併協定項目を提案をいたしておる、その段階でも、既に出ておるものもございまして、これから

後、まだ、この会議に今後、合併協定項目として、個別に上がってくるものもあるということをごさいますして、そういう行政制度等の調整結果の中で、塩江町のみにある条例・規則・規程というさまざまなものがございますので、それらの取り扱いについては協議を行うということになっておりますし、条例・規則等だけでなく、その条例・規則等によって行っている事業、行政サービスがあります。そういうものを中心に調整を行いますので、その結果、条例をどのようにするのか、規則をどのようにするのかという取り扱いが定まってくるというものでございますので、御指摘のことについて、この協議会で協議をするということになるかと思っております。

以上でございます。

蓮井委員 もう一度、済みません。だから、ここで確認されても、それがもう一度上がってくれば、一応、調整案という形で上がってくるんでしょうか。

議長（増田会長） そうです、はい。もし廃止するのであれば廃止、あるいは残すのであれば残すということで、その業務と同時に、その条例・規則・規約等の取扱いと一緒に、そういうことをすべてこの合併協議会で協議いたします。

蓮井委員 はい、ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第21号についてお諮りをいたします。

協議第21号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第21号につきましては、原案のとおり確認いたします。

次に、協議第22号児童福祉事業（協定項目第24-9号）についてを議題といたします。

なお、協議第22号については、保育料に係る調整案部分について、前回の第9回会議での委員の御意見等を踏まえ、再度、幹事会部会及び幹事会で協議、調整を行っておりますので、協議第22号に係る調整の結果等について事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第22号児童福祉事業について御説明いたします。



資料 7 ページをお開き願います。

協議第 2 2 号につきましても、前回の第 9 回会議に提案し、会議規程の定めによりまして継続協議となっているものでございます。

当初提案いたしました調整案でございますが、保育料関係につきましては、7 ページの枠で囲った部分の上側、前回提案分と書いておりますが、前回提案分のところの 2 行目、ただし書きにございますように、「ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度の翌年度から 5 年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。」と、実質 4 年間の経過措置を設けたものでございました。

しかしながら、前回の第 9 回会議で委員から、児童福祉事業のうち保育料の取扱いについて、現在の塩江町の保育所の保育料は高松市とかなり差異があり、より配慮が必要なことから、激変緩和措置として設けている経過期間を、4 年間から 5 年間に延長すべきではないかとの御意見がございました。

このようなことから、再度、幹事会部会及び幹事会におきまして、協議、調整を行っておりましたが、現在、塩江町においては、若者の定住促進策として、政策的に保育料を低く設定していることなどを考慮して、経過措置を、当初提案より 1 年間延長することとしたところでございます。

新たな調整案につきましては、枠で囲った部分の下側、今回修正案と書いておりますが、このただし書き部分にございますように、「ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行どおりとし、合併年度の翌々年度から 5 年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。」と、経過措置の期間を、当初の 4 年間から 5 年間に延長するものでございます。

具体的な調整方法につきましては、別とじの附属資料で御説明いたします。

附属資料の 9 ページをごらんいただきたいと思います。

附属資料の 9 ページでございます。

市町の現況につきましては前回会議で御説明したとおりでございますが、ページの右側、中ほどの対応策の欄をごらんいただきたいと思います。

この対応策の欄にございますように、高松市の制度に統一する。ただし、合併時における急激な負担増を緩和するため、塩江町の保育所に入所する児童の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行どおりとし、合併年度の翌々年度から 5 年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする、というものでござい

す。

すなわち、仮に平成16年度中に合併するといいたしますと、16年度と17年度は現在の保育所の保育料の金額のまま据え置きまして、次の18年度、19年度、20年度、21年度の4年間で段階的に保育料を上げていき、そして、22年度からは高松市と同額の保育料を徴収しようというものでございます。

その下の調整案につきましては、先ほど修正案として御説明した内容と同じでございます。

以上が調整の内容でございます。

なお、児童福祉事業の保育料以外の部分につきましては、前回提案したとおりでございます。変更はございません。

協議第22号児童福祉事業の修正案につきましては以上でございます。よろしく御協議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第22号につきまして、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第22号についてお諮りいたします。

協議第22号につきましては、修正案の内容により確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第22号につきましては、修正案の内容により確認をいたします。

次に、協議第23号病院事業（協定項目第24-12号）についてを議題とします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第23号病院事業について、提案内容を改めて御説明いたします。

資料の10ページをお開き願います。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険

診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容等につきましては、前回会議で御説明いたしたとおりでございますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第23号につきまして、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第23号についてお諮りいたします。

協議第23号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第23号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第24号その他の事業（美術館事業）（協定項目第24-24号）についてを議題とします。

提案内容を事務局から説明します。

事務局次長（加藤） それでは、協議第24号その他の事業（美術館事業）について、提案内容を改めて御説明いたします。

資料13ページをお開き願います。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと思います。

提案内容でございますが、「塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐものとする。塩江町立美術館の運営については、現行のとおりとする。ただし、減免対象者、ホール使用料の割増等の規定並びに美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容等につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第24号につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第24号についてお諮りいたします。

協議第24号につきまして、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第24号につきましては、原案のとおり確認いたします。

次に、協議第25号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてを議題といたします。

なお、協議第25号から協議第28号までの4件につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明等を行い、次回の第11回会議において改めて意思集約を図ることといたしております。

それでは、協議第25号について、事務局から説明を願います。

事務局次長（加藤） それでは、協議第25号附属機関等の取扱いについて御説明いたします。

これから後は、新規提案の協議事項でございます。

資料の14ページをお開きください。

協議第25号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてでございますが、附属機関等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それではまず、提案内容について申し上げます。

14ページの中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと思います。

提案内容でございますが、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。塩江町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連し、両市町の現況等について附属資料で御説明いたします。

附属資料の40ページをお開き願いたいと存じます。

附属資料の40ページ、「附属機関等の取扱いについて」に関する資料でございます。

なお、これから後の説明は、会議資料と附属資料を並行して説明させていただきますの

で、二つの資料を並べてごらんいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

次の41ページから43ページにかけまして、両市町の附属機関等を一覧表にして整理いたしておりますが、恐れ入りますが、先に43ページをごらんいただきたいと存じます。43ページでございます。

43ページの表の下側、印をごらんいただきたいと存じます。

まず、1に記載しておりますとおり、附属機関とは、執行機関がその内部部局のほか、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関でございまして、地方公共団体は、附属機関を法律または条例により設置できることとされております。

一方、両市町には、法律または条例に設置根拠を持たない、規則・規程・要綱・要領等に基づく附属機関の類似機関も相当数ございます。これらの附属機関等のうち、2、3にございますように、平成16年4月1日現在で、条例・規則・規程に基づき設置されている機関を抽出し、一覧表に整理いたしましたのがこの資料でございます。

恐れ入りますが、戻りまして、41ページをごらんいただきたいと存じます。

41ページからの資料には、両市町の附属機関等の現況を記載しておりますが、例えば、41ページの4にございます防災会議、あるいは6の情報公開審査会のように、両市町で同種の目的を持って設置していると思われる機関につきましては、同じ項目番号の市町の現況欄に左右対比して記載をいたしております。

次に、43ページをごらんいただきたいと存じます。

43ページの、項目番号で言いますと、68の自然休養村総合地域施設運営審議会から後は、塩江町のみで設置されている機関でございまして、これらの附属機関等の取扱いにつきましては、先ほどの調整案で申し上げましたように、その実態や塩江町の地域性等を十分に考慮し、合併時まで調整を行うものでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の15ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料の15ページでございますが、ここには、附属機関等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併いたしました10市の状況を記載いたしております。

10市のうちで、合併協定項目として附属機関等の取扱いが協議されました市は4市でございまして、ここには、潮来市など3市の事例を記載しておりますが、統合の時期や取

り扱いに相違がございます。

次に、16ページをお開き願います。

16ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市12市の事例を記載しておりますが、12市のうちで、既に合併協定項目として附属機関等の取扱いが確認された市は7市でございます。

ここには、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、一部例外はございますものの、大半の市では、附属機関等の取扱いについては、編入する市に統合することを基本に調整を行っており、なお、編入される自治体で独自に設置している附属機関等については、その実情や経緯、実績等を考慮し、必要に応じ適切な措置を講ずることとし、確認がなされております。

以上が協議第25号附属機関等の取扱いについての説明でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第25号につきましては、次回会議で改めて協議を行います。案件の趣旨や内容等について御質問等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第25号につきましては、次回、第11回会議において、質疑、協議を改めて行い、意思集約をいたしたいと存じます。

次に、協議第26号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第26号公共的団体等の取扱いについて御説明いたします。

資料17ページをごらんいただきたいと思います。

協議第26号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてでございますが、公共的団体等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それではまず、提案内容について申し上げます。

17ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」というものでございます。

調整内容につきましては、附属資料で御説明をいたします。

附属資料の44ページをお開き願います。44ページでございます。

「公共的団体等の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の45ページをお開き願います。

まず初めに、この公共的団体等の範囲でございますが、1の公共的団体等とは、の欄に記載しておりますように、これまでの行政実例や国や県のガイドブックによりますと、一般的には、合併関係市町村の区域内にある農業協同組合・森林組合等の産業経済団体、老人ホーム・育児院等の厚生社会事業団体、青年団・婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよいとされております。

また、その下に、参考として記載しておりますように、合併特例法では、この公共的団体等の取扱いに関し、努力義務的な規定を設けておりまして、第16条第8項におきまして、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と定めております。

さらに、地方自治法の第157条におきまして、この公共的団体等に関し、「地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。」と規定されておりまして、このようなことから、合併に伴い、極力、公共的団体等の統合がなされるよう、合併協議会において協議し、各団体の理解を求めることが必要となってまいります。

しかしながら、一方で、どの団体をもって公共的団体等ととらえるかという点につきましては、先進地域の事例を見ましても、明確な定義づけはなされていない状況でございます。実態といたしましては、それぞれの合併協議会によりまして、協議の対象とする団体が異なっているというのが現状でございます。

このような状況も踏まえまして、本合併協議会として、公共的団体等についての考え方を整理いたしましたのが、2の公共的団体等の考え方でございます。

そこに記載しておりますとおり、本合併協議会といたしましては、1の団体の設置について市町が関与（補助等）をしているもの。2の市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの。3の市町の事業について大きく関与しているもの。以上3点のいずれかに該当する団体を公共的団体等として定義することといたしました。

そして、この考え方にに基づき、公共的団体等のうちで、高松市、塩江町共に設置されている主な団体を、分野ごとに整理いたしましたのが、次の46ページの公共的団体等の現況でございます。主な団体を整理したものでございます。

まず、1の産業経済団体につきましては、商工、観光、農林水産の各分野の主な団体を、また、2の厚生社会事業団体、3の文化事業団体につきましても、各分野ごとに両市町で共に設置されている主な団体を記載いたしております。

両市町の現況は以上でございますが、この調整案といたしましては、46ページの右下の枠の中に記載しておりますとおり、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の18ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の18ページでございます。

18ページには、この公共的団体等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、既に編入合併いたしました10市の状況を記載しております。このうち合併協定項目として公共的団体等の取扱いが協議された市は9市でございます。

ここには、新潟市など4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、それぞれの団体の経緯、実情等に配慮する中で、基本的には、各団体の統合に向けた調整に努めることとしております。

次に、19ページには、同じく先進地域の事例といたしまして、現在、合併協議を進めております中核市12市の事例を記載しておりますが、12市のうちで、既に合併協定項目として公共的団体等の取扱いが確認された市は9市でございます。

ここには、富山市など5市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、公共的団体等の取扱いにつきましては、基本的には合併時に統合できるよう調整に努めることとし、なお、個々の団体の実情等により、統合に期間を要する団体については、合併後速やかに、あるいは将来的に統合できるよう調整を図ることとし、確認がされております。



以上、協議第26号公共的団体等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第26号につきましても、次回会議で改めて協議をいたしますが、この際、御質問、御意見等がございましたら伺いたいと存じます。

どうぞ。

蓮井委員 蓮井と申します。済みません。

ちょっと、進捗状況をお聞きしたいんですけど、例えば、産業経済団体の商工会は、どういう状況になっておるか、ちょっとお願いできたらと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 商工会についての協議の状況ということでございますが、現在、合併協議会の事務局の方へ情報として入っている段階では、担当部署、高松市と塩江町の担当部署同士での調整、協議を行っておるということでございまして、これについては、具体的に次の第11回、あるいは、遅れば12回の協議会に提案されるものというふう存じております。

そのような状況で、具体的に中身について、事務局へ説明される段階には至っていないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

蓮井委員 ちょっと、それについてお願いがあるんですけど、実は、商工会は商工会法という形での法律に基づきまして成り立っておるんですけど、現在、さぬき市とか東かがわ市ですね、各商工会なんか各町で独自にあったのが、合併いたしまして、一つの方向に、さぬき市商工会とか東かがわ商工会とかという形に、今、なっております。

ただ、塩江の塩江町商工会の場合、合併すれば、高松市山田商工会がありますわね。一応、県の方向としては、3年以内に合併という形でありますので、大体、商工会の方といたしましても、いろいろ、3年ぐらいたてば、大体の道筋がつくんじゃないかという形で思ってますので、できるだけ3年間ぐらいは、ちょっと調整期間をお願い申し上げたらと思います。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） はい、わかりました。

何か、補足で……。

事務局長 はい、御意見としてこの協議会でいただきましたので、それについては、部会は産業部会でございますので、そちらの部会の方へ説明をしておきたいというふうに思

っております。

今、御説明の中にもありましたように、県の指導としては、3年以内というようなことでの統合ということでございますので、そのような中での経過措置をどうするかということについて御発言があったということで、部会の方へ説明をしておきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） 質問だけれども、その間は、じゃあ、山田商工会と塩江商工会が並立しとっても構わんわけ……。

事務局長 会長さんの御質問ですが、それは、どうしても合併時に、即、統合しなければならぬという法的な制約はないということで聞いておりますので、その点については、経過期間を設けざるを得ないというのが実態かなというふうに思っております。

議長（増田会長） なおまた、個別の協議の結果が出ましたら、ここで議論していただくことになると思います。

ほかにどうぞ、何かございましたら……。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第26号につきましても、次回、第11回会議において、改めて意思集約を行いたいと存じます。

次に、協議第27号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第27号使用料・手数料等の取扱いについて御説明をいたします。

資料の20ページをお開きください。

協議第27号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてでございますが、使用料・手数料等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それではまず、提案内容について申し上げます。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。塩江町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについて

は、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、両市町の使用料・手数料の現況につきまして附属資料で御説明をいたします。

附属資料の４７ページをお開き願います。４７ページでございます。

「使用料・手数料等の取扱いについて」に関する資料でございますが、この資料の４８ページから６２ページには両市町の使用料の現況を、また、６３ページから９２ページには手数料の現況を一覧表にして整理いたしております。

まず、使用料でございますが、恐れ入りますが、先に資料の６２ページをお開きいただきたいと存じます。資料の６２ページでございます。

資料６２ページの欄外に 印で記載しておりますように、この使用料は本年６月１日現在のものを掲載しております。また、両市町の条例に基づくもののみを記載しておりまして、香川県の制度によるものは記載いたしておりません。これが、この使用料でございます。

恐れ入りますが、戻りまして、４８ページをお開き願いたいと存じます。資料４８ページでございます。

この一覧表でございますが、例えば、４８ページの １のところでございます、行政財産の目的外使用に係る使用料のように、両市町共にある、同一もしくは同種の使用料につきましては、高松市と塩江町の欄に左右対比して記載をいたしております。

このような形で、４８ページから６２ページにかけまして、両市町の現況を整理いたしております。たくさんございますので、説明は省略させていただきますが、６２ページまででございます。このうち６０ページをごらんいただきたいと存じます。

資料６０ページの項目番号の６９、 ６９以降が塩江町独自の使用料でございます、６０ページから６１ページ、そして６２ページの ８２まででございます。これが塩江町独自の使用料でございます。

以上が使用料の現況でございます。

続きまして、手数料でございますが、恐れ入りますが、これも先に資料の９２ページをごらんいただきたいと存じます。９２ページでございます。

９２ページの表の欄外の 印にございますように、この手数料の表には、平成１６年、本年５月３１日現在のものに加えまして、現時点において、平成１６年度中の改定が確定

しているものを記載しております。

また、塩江町の手数料の欄におきまして、何も記載していないもの、例えば、建築確認申請に伴う手数料のように、現在、塩江町では直接徴収はしていないものの、香川県の制度により、県が高松市と同様の手数料を徴収している場合もございますので、その点、お断りを申し上げます。

恐れ入りますが、戻りまして63ページ、資料63ページをごらんいただきたいと存じます。

63ページから後が手数料の現況でございますが、ごらんになってわかりますように、先ほどの使用料と同様に、両市町共にある、同一もしくは同種の手数料につきましては、両市町の欄に左右対比して記載をいたしております。

63ページの1、2、3あたりですと、税関係の証明手数料でございます。両市町の現況を比較して記載いたしております。このような形で、63ページから92ページまで、少し量が多うございますが、両市町の手数料の現況を整理いたしております。

以上が使用料・手数料の現況でございますが、非常に数が多うございます。個々の使用料・手数料につきましてはの逐一の説明については、省略をさせていただきます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の21ページをごらんいただきたいと存じます。21ページでございます。

21ページには、使用料・手数料等の取扱いについての先進地域の事例ということで、既に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。

ごらんのとおり、すべての市におきまして、合併協定項目として使用料・手数料等の取扱いが確認をされております。ここには、そのうちの4市の事例を記載いたしております。

続きまして、22ページには、同じく先進事例ということで、現在、合併協議が進められております中核市12市の事例を記載しておりますが、12市のうち、既に合併協定項目として使用料・手数料等の取扱いが確認をされました市は7市でございます。ここには秋田市など4市の事例を記載しております。

ごらんのとおり、手数料につきましては、一部例外はございますものの、ほとんどの市におきまして、編入する市の制度に統一することを基本といたしております。

一方、使用料でございますが、高知市、鹿児島市のように、合併後においても、原則と

して現行どおりとしている例など、基本的には編入する市の制度に統一することとしながらも、なお、施設の実情等を考慮し、例外的な取り扱いをすることとして確認している事例もございます。

以上が協議第27号使用料・手数料等の取扱いについての説明でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第27号につきましても、次回会議で改めて協議いたしますが、何かこの件につきまして御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

数が随分多うございますので、また、ゆっくりと見ていただいて、次回会議で御発言いただければと思います。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

川田（秀）委員 塩江の川田です。

今、会長さんがそんなにおっしゃったから、次回でもええんですけれども、せんだって、私どもの町内で、一応、私ども委員が、この会の前に事前協議をするわけです。そのときにも申し上げたんですが、ここ、今、ちょっと見ても45項目、前の方だけ見ても、手数料抜きで、9項目ぐらいが変わらないか、もしくはそれより低いかで、あとは全部、差が大きいわけですね。そこここへ記載されとるからよくわかりますが、この辺が町民の考え方というものに、もしやいろんな疑義を与えたら困ると。だから、できたらひとつ、お願いをせないかと。ただ、行政制度の問題とか行政機関の条例の仕方、つくり方というんで、高松市と塩江町とは、おのずから違うと思いますので、やむを得ん場合は仕方ございませんけれども、なるべくそういうのに配慮して当たっていかう、という話をしたわけですが、委員各位において、重ねてひとつ、いいように御高配を願いたいと思います。

議長（増田会長） はい。ほかに何か、御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第27号につきましては、次回、第11回会議において、改めて質疑及び協議を行い、意思集約をいたしたいと存じます。

次に、協議第28号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第 2 8 号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて御説明いたします。

資料 2 3 ページをごらんください。

協議第 2 8 号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第 2 1 号）についてでございますが、各種団体への補助金・交付金等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようというものでございます。

それではまず、提案内容について御説明申し上げます。

ページの中ほど、枠で囲った部分でございます。

提案内容でございますが、「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえ、調整するものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、両市町の現況について、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の 9 3 ページをお開き願います。9 3 ページでございます。

9 3 ページ、「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の 9 4 ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、両市町におきましては、各種の団体等に対して、その目的等を踏まえ、補助金、交付金、助成金あるいは負担金等を交付いたしておりますが、これらの補助金等のうち、単なる会議への出席者負担金や団体への年度会費的な負担金を除き、本年度の両市町の当初予算をもとに、高松市と塩江町の現況を整理いたしましたのが、9 4 ページ以降の一覧表でございます。

この資料につきましても、両市町共に交付をしております、同一あるいは同種の補助金等につきましても、高松市と塩江町の欄に左右対比して記載いたしております。

なお、先ほど申し上げましたように、本年度の両市町の当初予算をもとに、市、町の現況を整理しております関係で、合併して一つの市になれば、調整に関係なく、自動的に不要となるような性格のものも一部含まれておりますので、この点、お断りしておきます。

このような形で、9 4 ページから 1 1 3 ページにかけて、両市町の補助金・交付金等の

現況を記載しております。このうち、111ページをごらんいただきたいと存じます。

両市町の同一あるいは同種の補助金等につきましては、左右対比して記載しておりますが、111ページの、項目番号で言いますと656以降には、塩江町独自の補助金等の名称を記載しております。

先ほどお断りいたしましたように、次の112ページの最初でございます木田・香川選管連合会負担金のように、合併後は不要となるものも含まれておりますが、113ページまで記載されておりますように、町独自のものがたくさんございます。

以上が補助金・交付金等の現況でございますが、なお、個々の補助金・交付金等についての逐一の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上、簡単でございますが、附属資料の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、会議資料の24ページをごらんいただきたいと存じます。24ページでございます。

24ページには、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについての先進地域の事例ということで、既に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。

合併協定項目として各種団体への補助金・交付金等の取扱いが協議されました市は、9市でございます。

ここには、そのうちの4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、補助金等の取扱いについては、合併後の市域内において、均衡を失しないよう調整を図ることを基本として、確認がされております。

次に、25ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市12市の事例を記載しておりますが、12市のうちで、既に合併協定項目として、この各種団体への補助金・交付金等の取扱いが確認された市は6市でございます。

ここには、岐阜市など3市の事例を記載しておりますが、高知市、鹿児島市につきましては、編入する市に統一、統合することを基本としながら、なお、編入される自治体において独自に交付している補助金等については、従来からの経緯、実情等を勘案して調整を図ることといたしております。

以上が協議第28号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについての説明でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第28号につきましても、次回会議で改めて協議をいたしますが、何かこの際、御意見、御質問等がございましたら御発言を

願います。

これも、それじゃあ、持ち帰っていただいて、じっくりと見ていただくということにして……。

特にないようでございますれば、協議第28号につきましても、会議規程によりまして、次回第11回会議で、改めて質疑、協議を行い、意思集約を行うことといたします。

会議次第5 その他

議長（増田会長） 次に、会議次第5のその他でございますが、高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、合併協議会会議の開催予定について、御説明をいたします。

会議資料の一番最後、26ページをごらんいただきたいと存じます。26ページでございます。

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定についてでございますが、次回、第11回会議につきましては、6月29日、火曜日、午後1時30分から、高松市役所の13階大会議室での開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議開催日のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上、その他ということで、事務局の説明でございましたが、この際、皆様方の方で何か御発言がございましたら、承りたいと存じますが。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは以上で本日の会議日程を終了させていただきます。

皆様方には長時間にわたり御協議、まことにありがとうございました。

これをもちまして高松市・塩江町合併協議会第10回会議を閉会させていただきます。

午後 1時52分 閉会



会議録署名委員

委員 野田 法子

委員 黒川 恵